

建築基準法第7条の3第1項第2号の規定により、以下の通り特定工程及び特定工程後の工程を指定しています。
対象区域は、町田市全域です。

【中間検査に関する告示の概要】

1. 中間検査の対象建築物

建築物における新築、増築又は、改築にかかる部分の地階を除く階数が3階以上のもの。
ただし、法第7条の3第1項第1号で定める工程を含む建築物で、延べ面積1万平方メートル以下のものを除く。

2. 特定工程

- ・木造：屋根工事
- ・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造：1階の鉄骨建て方工事
- ・鉄筋コンクリート造：2階の床及び梁の配筋工事
- ・その他の構造：2階の床工事
- ・延べ面積が1万平方メートルを超えるもの：基礎の配筋工事

3. 特定工程後の工程

- ・木造：壁の外壁工事又は内装工事
- ・鉄骨造：2階の床版の取付工事又は型枠工事その他これに類する工事
- ・鉄骨鉄筋コンクリート造：柱又は梁に鉄筋を配置する工事
- ・鉄筋コンクリート造：2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁の取付工事)
- ・その他の構造：2階の柱又は壁の取付工事
- ・延べ面積が1万平方メートルを超えるもの：基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事(逆打ち工法による床工事にあっては、当該床に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事)

4. 適用の除外

建築基準法第68条の20の認証型式部材等である建築物
建築基準法第85条の適用を受ける仮設建築物

5. 告示の適用

本告示の施工日(平成22年10月1日)以降に、

- (1)建築基準法第6条第1項の規定により確認申請書を提出する建築物
 - (2)建築基準法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物
 - (3)建築基準法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物
- について適用する。

詳細につきましては町田市ホームページ「建物の中間検査について」をご参照ください。

・町田市ホームページ:建物の中間検査について
[トップページ](#)>[暮らし](#)>[住まい](#)>[道路](#)>[都市づくり](#)>[建築行為関係](#)>[建築関連手続き](#)>
[建築物の中間検査について](#)

平成19年10月1日施行

平成20年9月1日一部改正(同年10月1日施行)

平成22年9月1日一部改正(同年10月1日施行)